

第4編 災害復旧・復興計画

目 次

第1章 復興体制	1
第1 復興計画等の策定	1
第2 職員の派遣要請	1
第2章 被災者等の再建等の支援	2
第1 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成	2
第2 被災者への経済的支援等	3
第3 金融対策	5
第4 住宅対策	5
第5 労働者対策	6
第3章 公共施設等災害復旧対策	7
第1 公共施設災害復旧事業	7
第2 激甚災害の指定	8
第3 暴力団への対策	9
第4章 災害復興	11
第1 復興体制の確立	11
第2 復興計画等の策定	11
第3 震災復興都市計画	12
第5章 商工業・農林水産業の再建支援	13
第1 商工業の再建支援	13
第2 農林水産業の再建支援	13

第1章 復興体制

■基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、県や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 復興計画等の策定	情報班
第2 職員の派遣要請	本部班

第1 復興計画等の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市町村復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 被災者等の再建等の支援

■基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成	調査班、情報班
第2 被災者への経済的支援等	会計班、調査班、福祉班、豊明市社会福祉協議会、金融機関
第3 金融対策	東海財務局、日本銀行、県
第4 住宅等対策	下水道・住宅班
第5 労働者対策	物流班、愛知労働局

第1 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成

1 県（防災安全局）における措置

(1) 市町村の支援等

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

(2) 市町村への情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

2 市における措置

(1) 罹災証明書の交付

市（調査班）は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書（火災を除く。）を交付する。

(2) 被災者台帳の作成

市（情報班）は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航

空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2 被災者への経済的支援等

1 義援金の取扱い

(1) 義援金の受付と保管

市（会計班）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、市に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に市に配分された義援金を保管する。

(2) 義援金の配分

市（福祉班）は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。

なお、県、日本赤十字社等の義援金受付団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

(3) 義援金の支給

市（福祉班）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

2 災害弔慰金等の支給、貸付

市（福祉班）は、豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次の措置を講じる。

(1) 災害弔慰金の支給

一定規模以上の災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

一定規模以上の災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付

一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

3 被災者生活再建支援金の支給

(1) 一定規模以上の災害では、被災者生活再建支援法が適用され、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の大規模半壊した被災者等に支援金が支給される。

市（福祉班）は同法が適用された場合、次の措置を講じる。

ア 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

イ 必要書類の発行

支給申請書に添付する書類については、被災者からの請求に基づき、担当部署に発行を

依頼する。

(ア) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

(イ) 罹災証明書類

ウ 支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類の確認、取りまとめの上、速やかに県に送付する。

エ 支援金の支給

支援金の支給は、被災者生活再建支援法人が審査し、決定する。被災者生活再建支援法人は、申請者に通知書を交付し、口座振り込みにより支給する。

市は、口座振り込みができない申請者に対して、被災者生活再建支援法人からの委託により、現金で支給する。

(2) 市は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、当該世帯に「豊明市被災者生活再建要綱」に基づき、被災者生活再建支援金を支給する。（資料編 資料 6-5「豊明市被災者生活再建支援金支給要綱」）

4 災害見舞金の支給

市（福祉班）は、豊明市災害見舞金支給要綱に基づき、災害により住宅が全壊（焼）又は半壊（焼）した被災者に災害見舞金を支給する。

なお、災害救助法が適用された場合等は、支給しないこととすることができる。

5 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため福祉資金の貸付けを行う。市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会の窓口となって、民生委員・児童委員の協力により生活福祉資金の貸付けを行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わない。

6 農林漁業災害資金

被災した農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び（株）日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要となる再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) （株）日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

7 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、(株)日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

8 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、(独)住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

9 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫各店を通じ労働金庫手持資金を貸付ける。

10 市県税等の減免等

(1) 県の措置

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う

(2) 市の措置

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

第3 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

また、災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

2 県における措置

農業協同組合系の金融機関については、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

第4 住宅対策

1 災害公営住宅の建設

自己の資力で住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設に努める。

なお、被害が甚大で本市において建設が困難な場合は、県に建設を依頼する。

2 被災住宅等の復旧相談

市は、被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。

第5 労働者対策

愛知労働局は、災害による失業者に対する職業相談、就職先の確保に努め、必要に応じて相談窓口を設定する。

市は、必要に応じて被災者総合支援センターに相談窓口を確保し、愛知労働局（ハローワーク名古屋南）に相談員の派遣を要請する。

第3章 公共施設等災害復旧対策

■基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施する。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 公共施設災害復旧事業	各施設管理者
第2 激甚災害の指定	関係各班、県
第3 暴力団等への対策	愛知警察署

第1 公共施設災害復旧事業

1 施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - カ 道路災害復旧事業
 - キ 下水道災害復旧事業
 - ク 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

(3) 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第2 激甚災害の指定**1 市における措置**

激甚災害に相当する被害を受けた場合、市は、激甚法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を早期に受けられるよう県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

また、市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害における財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業

- ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内)・(公共的施設区域外)
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3 暴力団への対策

1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる

第4章 災害復興

■基本方針

○被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。

このため、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行う。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 復興体制の確立	情報班
第2 復興計画の策定	関係各班、県
第3 震災復興都市計画	下水道・住宅班、県

第1 復興体制の確立

市災対本部長（市長）は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、豊明市復旧・復興本部を設置する。

なお、復旧・復興本部の構成及び業務分掌については、設置の際に定める。

第2 復興計画等の策定

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、必要に応じて被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

1 復興計画の策定手順

(1) 策定手順等

計画策定にあたっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

- ア 多様な行動主体の参画と協働
- イ 将来のニーズや時代潮流の変化への対応
- ウ 既往災害の経験と教訓の活用

(2) 計画の構成

復興施策を総合的に推進するため、復興の目標、基本方針、重点プロジェクト等を定め、明確な戦略とスケジュールの下で復旧・復興を推進する。

(3) 復興計画の内容

市域が大きな被害をうけた場合、再び災害による被害を受けないように、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進する。

そのため、市は、住民・関係団体等と協力して、復興のための合意形成等に配慮する。
また、復興施策は次のような分野ごとに整理し、復興施策を検討する。

- ア 被災者の生活再建
- イ 地域経済の再興
- ウ 都市基盤の再生
- エ 災害に強い地域づくり

2 計画策定のプロセス

復旧・復興本部は、学識経験者、市民の意見反映、庁内各部、県、国等との調整に基づき、市としての方針を定め、復興計画の策定を行う。

なお、復興計画を策定していく過程においては、市民等との合意形成に努めるとともに、復興施策等は報道機関等の協力を得て広報し、市民への周知と施策の実行を促進する。

また、市民の意見集約にあたっては、男女共同参画の考え方及び要配慮者をはじめとする多様な主体の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備する。

3 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施するものとする。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。

第3 震災復興都市計画

県及び市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。

なお、手続きの詳細は、愛知県震災復興都市計画の手引きによる。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

■基本方針

○被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 商工業の再建支援	物流班
第2 農林水産業の再建支援	物流班

第1 商工業の再建支援

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2 農林水産業の再建支援

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。